

中小企業等のみなさまの売上拡大や生産性向上を後押しするため、
IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援いたします。

中小企業省力化投資補助金



カタログ型

目次

1. 事業の目的について P 3
2. 事業の概要 P 4
3. 補助対象者の要件について P 7
4. 補助対象経費について P11
5. 製品導入における業種の考え方 . . . P13
6. 補助金額及び補助率について . . . P14
7. 補助金申請に係るほか留意点 . . . P16
8. 問合せ先について P18

1. 事業の目的について

中小企業省力化投資補助事業（以下「本事業」という。）は、令和5年度からの3年間を変革期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、**人手不足**に悩む中小企業等が**IoT・ロボット**等の**人手不足解消**に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、**賃上げ**につなげることを目的とする。

その際、IoT・ロボット等の**人手不足解消**に効果がある**汎用製品**で補助の対象となるものを**あらかじめ登録・掲載**し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

POINT

中小企業の人手不足解消に効果のある「**省力化製品**」※を導入するための補助金

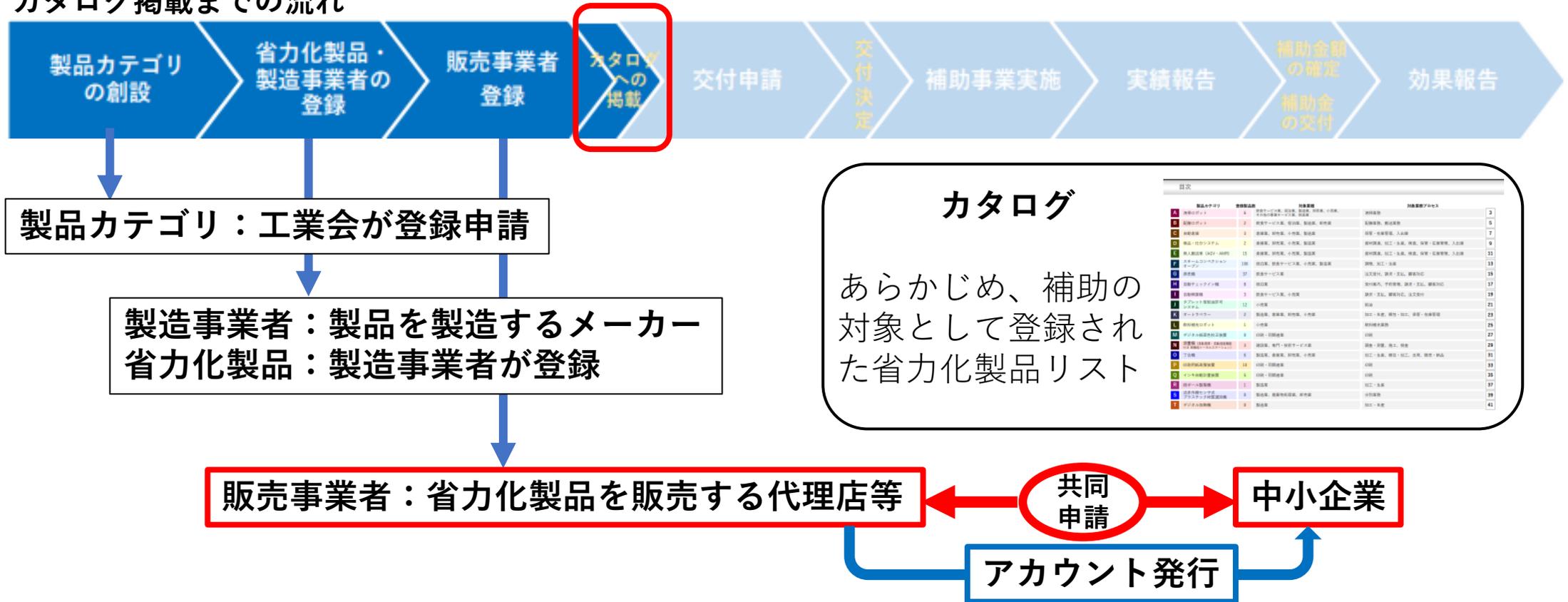


※**予め事務局によって登録されているIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品**

2. 事業の概要 【カタログの掲載まで】

本事業は、工業会による**製品カテゴリ**の登録から始まり、**省力化製品・製造事業者の登録**、**販売事業者の登録**が行われ、省力化製品がカタログに掲載される。

カタログ掲載までの流れ



2. 事業の概要 【実績報告までの流れについて】

中小企業はカタログから導入したい省力化製品を選択し、**販売事業者と共同**で交付申請を行う。採択となり交付決定の通知を受けた中小企業等と販売事業者は**共同で補助事業の実施、実績報告、毎年の効果報告**を行います

申請からフォローアップまでの流れ



2.事業の概要【交付申請の流れ】

交付申請の事前準備

(1)本制度の理解

申請の前に、「公募要領」や「応募・交付申請の手引き」、「申請における留意事項」等の各書類に目を通し、制度全体を理解

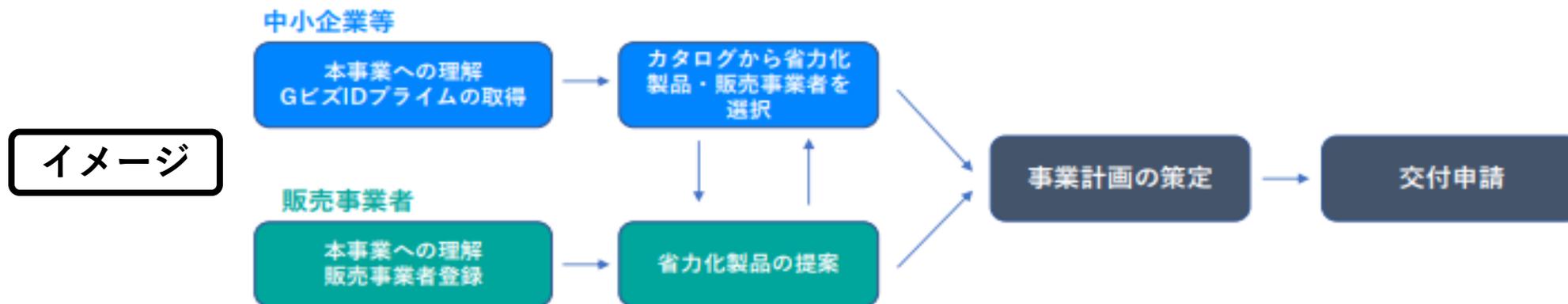


(2) GビズIDプライムの取得

本事業に申請するにはGビズIDプライムの取得が必須

(3)事業計画の策定

中小企業等はカタログから導入したい省力化製品とその製品を取り扱う販売事業者を選択し、**販売事業者に本事業の交付申請を行いたい旨を連絡し、共同で事業計画を策定**



3.補助対象者の要件①【中小企業等の確認】

日本国内で事業を営む下記の**中小企業等**を対象とします。

(1) 中小企業者(組合関連以外)

資本金又は従業員数(常勤)が次ページ(8ページ)以下となる**会社**又は**個人**。

(2) 中小企業者(組合関連)

事業協同組合、企業組合、協業組合等の中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める組合であること。財団法人(公益・一般)及び社団法人(公益・一般)、医療法人及び法人格のない任意団体は対象外。

(3) 中小企業以外の法人

要件を満たす特定非営利活動法人(NPO法人)、要件を満たす社会福祉法人

3. 補助対象者の要件 【中小企業者等の範囲】

中小企業者の範囲 → 資本金**又は**従業員数が下表の数字以下となる**会社**又は**個人**

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人

3. 補助対象者の要件② 【人手不足の確認】

いずれかを選び、いずれかの書類を提出すること

① 限られた人手で業務を遂行するため、直近1ヶ月の従業員の平均残業時間が月30時間を超えている。



【指定様式】 時間外労働時間

② 整理解雇に依らない離職・退職によって従業員数が前年度比で5%以上減少している。



【指定様式】 従業員減少の確認用

③ 採用活動を行い求人を掲載したものの、充足には至らなかった。



求人募集したことを証明する書類
(現在掲載しているまたは直近1年以内に掲載していたもの)

④ その他、省力化を推し進める必要に迫られている。



注意！ ④を選択する場合は、省力化投資の必要性をより厳格に審査するため交付決定日が大幅に遅れる可能性があります。

3. 補助対象者の要件③ 【労働生産性の向上】

販売事業者と共同で取り組む事業において、**労働生産性の向上**が求められる。

【向上目標】

期間：補助事業終了後、毎年3年間

計画：毎年、申請時と比較して**労働生産性**を年平均成長率3.0%以上向上させること

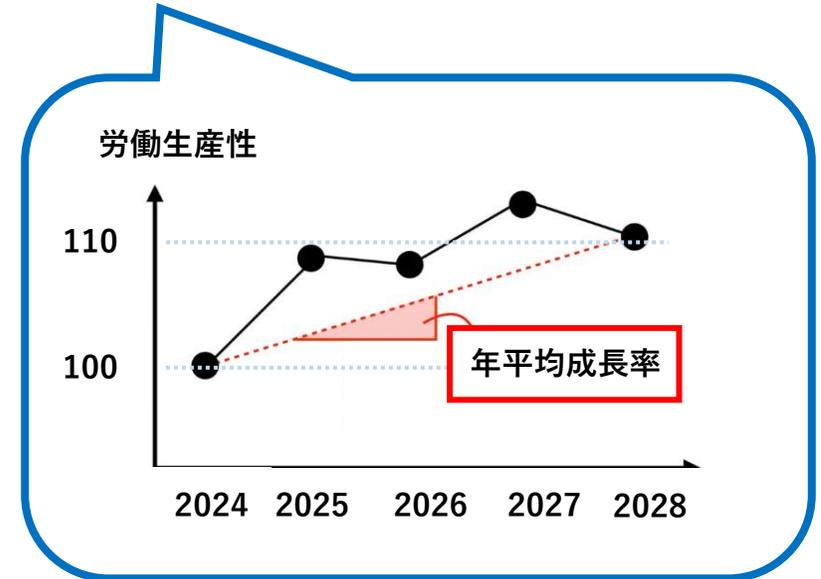
【労働生産性の定義】

(付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費)

(労働生産性) = (付加価値額) ÷ (従業員数)

【効果報告について】

効果報告期間は**3年間（3回目の効果報告を行うまで）**とし、期限までに効果報告が提出されなかった場合、交付決定の取消を行うことがある。



4. 補助対象経費について

補助対象経費：AとBの費用を**合算**した金額

A 省力化製品の
本体価格

+

B Aに係る導入
設置費用

補助事業のために使用される機械装置、
工具・器具、専用ソフトウェア・情報シ
ステムなどの購入経費が補助対象

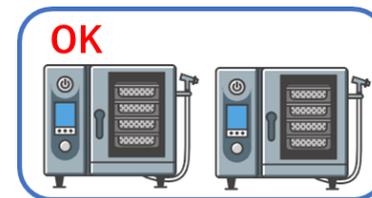
省力化製品の設置作業や運搬費、動作
確認の費用、マスタ設定等の導入設定
費用が対象

【A】省力化製品とは、事務局によって登録された汎用
製品を指し、製品カタログから確認ができます

製品本体価格の**2割**までの金額が補助対象経費
となります

製品本体価格は、**単価50万円以上**の製品のみ申請対象と
なります

選択できる製品は1製品となり、
その製品を複数個申請するこ
とは可能



4. 補助対象[外]経費について

[A] 本体価格に係ること

① 交付決定前に購入した省力化製品。 → **事前着手不可**

② 対外的に無償で提供されているもの。

- ・
- ・
- ・ 等々

[B] 導入費用に係ること

① 交付決定前に発生した費用 → **事前着手不可**

② 過去に購入した製品に対する作業費用や補助対象経費となっていない製品に対する費用。

- ・
- ・
- ・ 等々

POINT

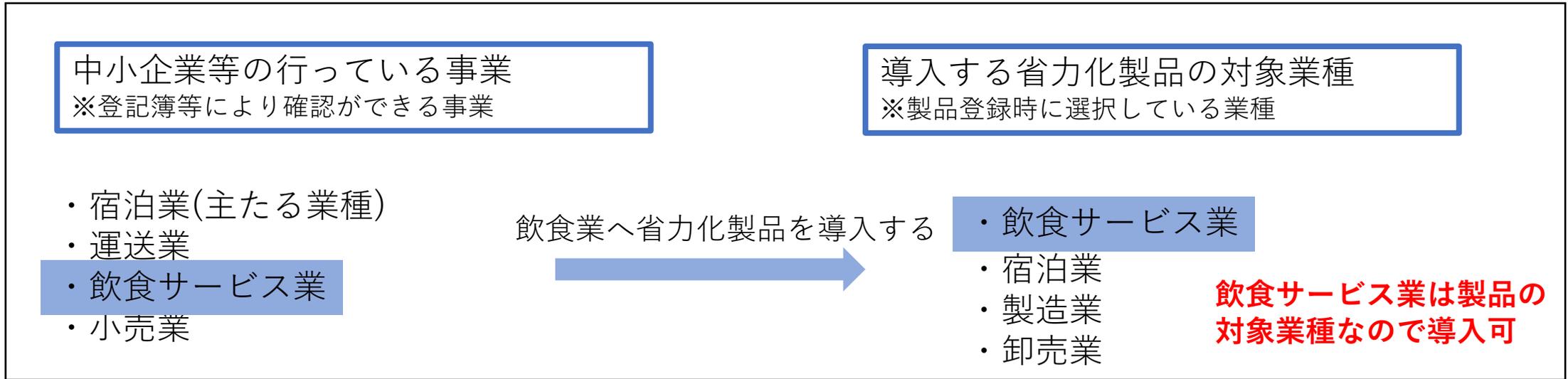
事前着手は一切認められないため、交付決定の通知を受ける前に着手(契約・発注)した場合、補助金の交付を受けることができない。



5. 製品導入における業種の考え方

「導入する**省力化製品に紐付けられた業種**のうち少なくとも1つ以上が、**補助事業者の営む事業の業種**と合致すること」を補助対象事業の要件とする。

【例】 スチームコンベクションオーブン



注意！ 本補助金は省力化を目的とすることから、新規事業は対象とならない。

6. 補助金額及び補助率について

補助率および補助上限額は以下の通りになります。

補助対象	補助上限額		補助率
補助対象として カタログに登録された 製品等	従業員数5名以下	200万円 (300万円)	1/2以下
	従業員数6~20名	500万円 (750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円 (1,500万円)	

補助上限額について、**大幅な賃上げ※**を行う場合は、表中括弧内の額に引き上げ

POINT

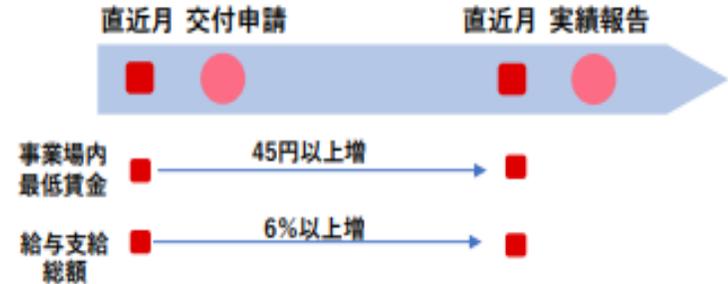


※大幅な賃上げとは、申請時と比較して、補助事業終了時に以下の2点を満たしていること。
①事業場内最低賃金を**45円以上増加**させること/②給与支給総額を**6%以上増加**させること

6. 補助金額及び補助率について 【大幅な賃上げ】

補助上限額を引き上げる為には、①.②双方を満たす必要があります。

- ① 事業場内最低賃金を**45円以上増加**させること
- ② 給与支給総額を**6%以上増加**させること



給与支給総額とは
全従業員（非常勤を含む）に支払った給与
（**所定内給与のみ**、賞与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は含まない。）
応募・交付申請時点の**直近月1か月分と比較**。

応募・交付申請時と比較して双方を補助事業期間終了時点で達成する見込みの**事業計画を策定し**、賃金引き上げ計画を**従業員に表明**することが必要となります。

POINT



賃上げの目標を達成できなかったときは、**補助額が減額**される。

7. 補助金申請に係るほか留意点①

製品の置き換えについて

置き換えとは、既に所有する製品と同一カテゴリの製品を導入することを指す。以下の2つの条件を両方満たす場合は置き換えの交付申請が可能。

- ① 「置き換えが可能となる機能・性能」を有する製品への置き換えであること。
- ② 置き換え後の製品が既存製品と比較して「置き換えが可能となる機能・性能」を**新規で1点以上**有していること。

「置き換えが可能となる機能・性能」A,B,Cが登録された券売機を導入する例

(例) 現在使用している券売機を新たな券売機に置き換える

機能・性能A：多言語対応機能

機能・性能B：キャッシュレス決済機能

機能・性能C：厨房との連携機能（モニター連携機能・キッチンプリンタ等）

パターン① A・B・Cの機能・性能を有さない機器から、機能・性能Aを有する機器に置き換える



パターン② 機能・性能Aを有する機器から、機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



パターン③ 機能・性能A,Bを有する機器から、機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



7.補助金申請に係るほか留意点②

保険への加入

省力化製品を導入にするにあたり、取得する省力化製品に対する**補助額（導入経費を含む）が500万円以上**となる場合、**保険への加入が必須**。また、500万円未満の場合にも加入を強く推奨。

8.問合せ先について

①中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

- ナビダイヤル [0570-099-660](tel:0570-099-660)
- IP電話等からのお問い合わせ先 [03-4335-7595](tel:03-4335-7595)
お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

②（公社）リース事業協会

- リース会社との共同申請に関する問合せについて
- 電話番号 [03-3595-1501](tel:03-3595-1501)
お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

③インフォメーション窓口(岩手県中小企業団体中央会 内)

- 中小企業省力化投資補助金制度全般に関するご案内
- 応募・交付申請（公募要領、申請における留意事項）に関するご案内
- 交付決定以降実績報告までの手続きのご案内

8.問合せ先について【インフォメーション窓口】

窓口名称 岩手県省力化投資補助金 インフォメーション窓口

業務内容 **対面による**相談対応

■中小企業省力化投資補助金制度全般に関するご案内

■応募・交付申請（公募要領、申請における留意事項）に関するご案内

■交付決定以降実績報告までの手続きのご案内

※申請マイページの入力方法に関するご相談は中小企業省力化投資補助事業コールセンターにお問い合わせください。

※具体的な事業計画の作成や申請内容の可否など採択に係るご相談はご遠慮ください。

窓口利用方法 事前予約制（ホームページからの予約システムにて要予約）

※インフォメーション窓口に予約の際は、予め「公募要領」、「よくあるご質問」をはじめホームページの掲載資料をご確認ください。

8. 問合せ先について【インフォメーション窓口】

① 中小企業省力化投資補助金のホームページ内「**全国のインフォメーション窓口**」をクリック

トップ画面 <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

中小企業省力化投資補助金

中小企業等向け

販売事業者向け

製造事業者向け

工業会向け

ログイン

資料ダウンロード

全国のインフォメーション窓口

よくあるご質問

お問い合わせ

トップ

中小企業省力化投資補助金とは

申請の流れ

スケジュール

製品カタログ

広報ツール

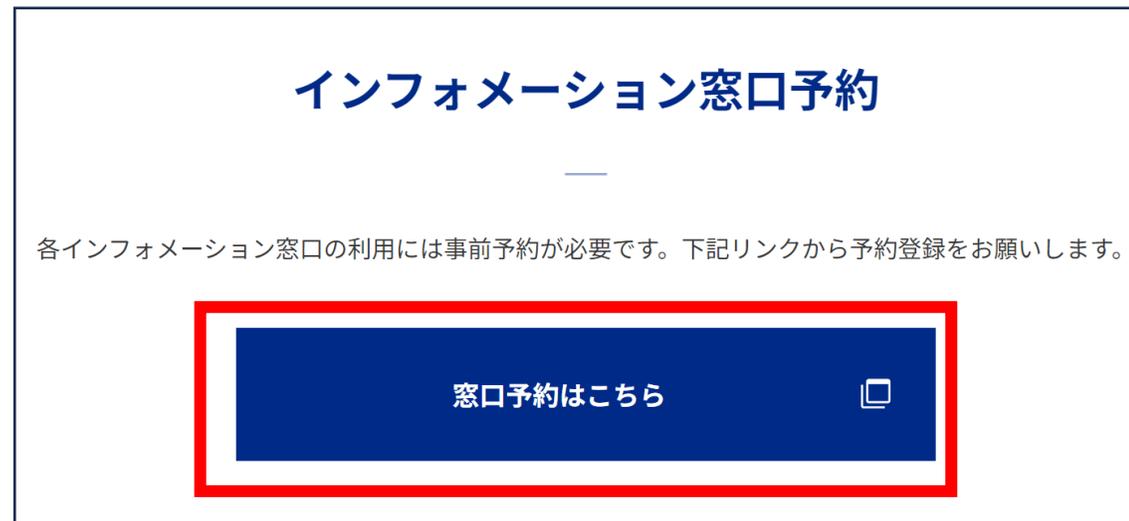
全国の説明会

中小企業等のみなさまの売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援いたします。

中小企業省力化投資補助金

8. 問合せ先について【インフォメーション窓口】

- ② 「全国のインフォメーション窓口」 ページをスクロール、最下部表示の「**窓口予約はこちら**」をクリック



ページ最下部にスクロール

10.問合せ先について【インフォメーション窓口】

- ③窓口予約サイトへ移行後、「北海道・東北」をクリックすると北海道・東北エリアの各事務局一覧に移行。
「岩手県省力化補助金事務局」の「予約する」をクリック



クリックすると「北海道・東北」エリアの道県事務局一覧に移行

10.問合せ先について【インフォメーション窓口】

- ④予約可能日は濃い太文字で表示。
予約希望日(例:9日)をクリックすると同日の予約可能な時間枠が表示され、希望する枠(例: 13:00~14:00)をクリック。予約日時の確認画面になり「予約を進める」をクリック。

日程選択

2024年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

午前

09:00 - 10:00
岩手県省力化補助金事務局 (岩手県)

10:30 - 11:30
岩手県省力化補助金事務局 (岩手県)

午後

※ご希望の時間枠をクリック

13:00 - 14:00
岩手県省力化補助金事務局 (岩手県)

15:00 - 16:00
岩手県省力化補助金事務局 (岩手県)

岩手県省力化補助金事務局

2024年12月9日(月) 13:00 ~ 14:00 岩手県省力化補助金事務局 (岩手県) MAP

予約を進める

8. 問合せ先について【インフォメーション窓口】

⑤ 必要事項を入力し、「確認する」をクリック

※各項目にご入力ください

※「ご質問内容」には具体的にご入力ください

The image shows a contact form with the following fields and annotations:

- 氏名 ***: Surname (姓) and Name (名) input fields.
- 氏名 (カナ) ***: Surname in Kana (セイ) and Name in Kana (メイ) input fields.
- メールアドレス ***: Email address input field. A note above it states: "※携帯キャリアのアドレスを入力する場合、携帯キャリアの受信許可リストに「reserva.be」を追加してください。" (When entering a mobile carrier address, please add "reserva.be" to the carrier's receive permission list.) The example text "example@xxx.com" is visible.
- メールアドレス (確認) ***: Confirmation email address input field with "example@xxx.com" entered.
- 電話番号 ***: Phone number input field with "0312345678" entered.
- 事業者名 ***: Business name input field.
- 人数**: Number of people dropdown menu with "選択してください" (Please select) selected.
- ご質問者の情報 ***: Radio buttons for "中小企業等" (Small/Medium Enterprises, etc.) and "販売事業者" (Retailer).
- ご質問事項 ***: Radio buttons for "制度全般に関する" (General system related) and "申請手続きに関する" (Application procedure related).
- ご質問内容**: Large text area for the question content, highlighted with a red box.
- Buttons**: "戻る" (Back) and "確認する" (Confirm) buttons. The "確認する" button is highlighted with a red box.

8. 問合せ先について【インフォメーション窓口】

- ⑥最終確認画面になり入力内容が表示され訂正等が無ければ「プライバシーポリシーに同意する」の「」をクリックしてチェックマークを入れ「完了する」をクリックして入力作業は終了
- ⑦その後に登録した事業者様のメールアドレスに「予約完了確認メール」が届いて予約手続きが完了です

※クリックすると「✓」が入ります

※内容確認後クリック

最終確認
まだ完了していません。

北海道・東北 / 岩手県省力化補助金事務局

日時 2024年 12月 09日 (月) 13:00~14:00 [詳細](#)

氏名	岩手 太郎
氏名 (カナ)	イワテ タロウ
メールアドレス	iwate@ginga.or.jp
電話番号	019123456
事業者名	株式会社いわて
人数	2
ご質問者の情報	中小企業等
ご質問事項	制度全般に関する 申請手続きに関する
ご質問内容	・省力化の基準と効果について ・賃上げの際の6%上乗せは対象従業員の平均値でいいか ・導入したい省力化機器をカタログに未掲載の場合について

プライバシーポリシーに同意する

[戻る](#) [完了する](#)

中小企業省力化投資補助金 カタログ注文型 2026年3月19日 制度が変わります

申請締切:2026年3月16日 17:00 改定後申請開始:2026年3月19日

1 公募可能期間の延長

これまで

2026年9月末頃まで

改定後

2027年3月末頃まで

2 最低賃金の見直し

補助上限額引き上げの賃上げ特例を受ける場合
(事業場内最低賃金を申請時と補助事業実施期間終了時点で比較します。)

これまで

45円以上増加させる

改定後

3.0%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%) 以上増加させる

※自己の責によらない正当な理由なく、目標を達成できなかった場合、補助額は減額されます。
※給与支給総額の目標については従来の要件が適用されます。

3 省力化投資支援の拡充

1 収益納付の撤廃

2 補助上限額の引き上げ

従業員20人以下の補助上限額を引き上げます。

これまで

改定後

5人以下	200万円(300万円)	↗	500万円(750万円)
6~20人以下	500万円(750万円)	↗	750万円(1,000万円)
21人以上	1,000万円(1,500万円)		1,000万円(1,500万円)

()内は大幅な賃上げを行う場合

※ 補助上限額は、各交付申請時点での従業員数、大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの有無により決定します。

中小企業省力化投資補助金 カタログ注文型

2026年3月19日 制度が変わります

3 累計補助上限額の引き上げ(2回目以降の交付申請において)

2回目以降の交付申請では、各申請時に定まる補助上限額を2倍にした額を1事業者あたりの累計補助上限額とし、前回までの累計交付額を差し引いた額を上限に申請ができます。

(ただし、各申請において、当該申請時点で定まる補助上限額を超える金額の申請を行うことはできません。)

補助上限額※

5人以下	500万円(750万円)
6~20人以下	750万円(1,000万円)
21人以上	1,000万円(1,500万円)

×2

1事業者あたりの累計補助上限額

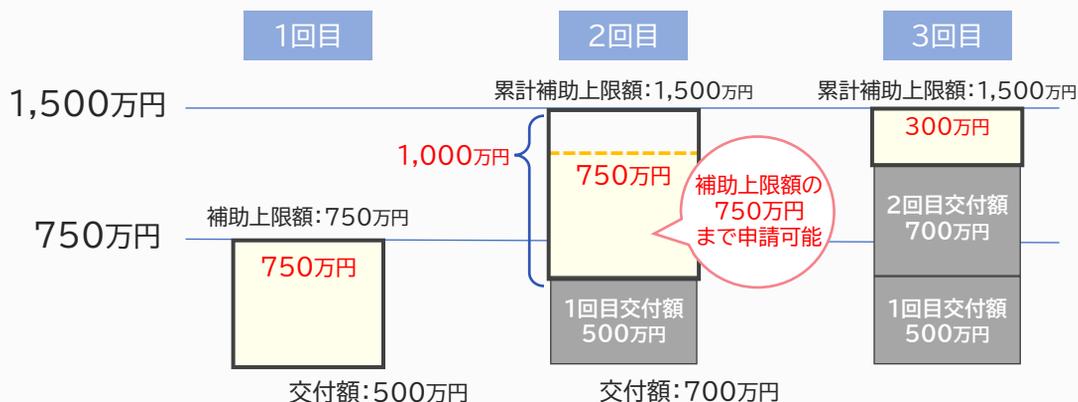
1,000万円(1,500万円)
1,500万円(2,000万円)
2,000万円(3,000万円)

()内は大幅な賃上げを行う場合

※ 補助上限額は、各交付申請時点での従業員数、大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの有無により決定します。

例

従業員10人(補助上限額引き上げの賃上げ特例無し)で3回申請する場合
補助上限額:750万円 累計補助上限額:1,500万円



2回目以降の申請における要件の追加

- ▶ 前回の補助事業によって省力化効果が得られていること。(申請時に前回の補助事業によって得られた効果を報告すること。)
- ▶ 前回の交付申請時と比較して、事業場内最低賃金を3.5%以上上昇させていること。ただし、前回の交付申請時から2年以上経過している場合は7.0%以上、3年以上経過している場合は10.5%以上上昇させていること。

中小企業省力化投資補助金 カタログ注文型

2026年3月19日 制度が変わります

申請締切:2026年3月16日 17:00 改定後申請開始:2026年3月19日

3月16日17時~3月19日13時までシステムメンテナンスを実施します。
新規のマイページ招待やマイページ、ポータルへのログインはできません。

交付申請のタイミングにより適用される制度が変わります。
申請の際にはご注意ください。

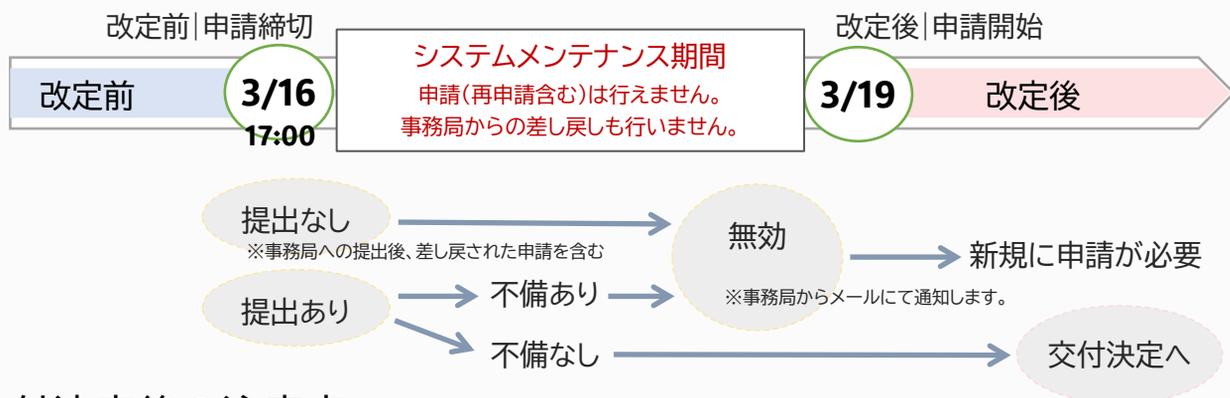
交付申請 ・ 交付決定後における注意点

交付申請の注意点

3月16日17時までに提出、または再提出されなかった申請や、提出した申請（再提出を含む）に不備があり締切までに修正が間に合わなかった申請は無効※になります。制度改定後の3月19日以降に、新たに申請し直してください。

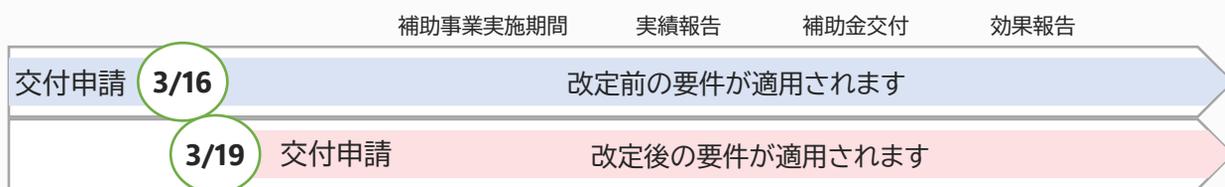
※無効になる申請の対象者には、締切日以降に事務局からメールにて通知します。

- 審査には一定の時間を要します。締切間際に提出された申請は不備が解消できない可能性がありますのでご了承ください。
- 事務局から差し戻された申請でも、締切後は再提出できません。



交付決定後の注意点

改定前に提出され不備なく受理された申請については、その申請に限り改定前の要件が適用されます。



※参考(販売価格の改定) (改定期間 2026/3/4 - 2026/4/24頃)

販売事業者による販売製品の価格改定が行われている場合、それに伴い製品本体の補助上限額が変わることがあります。価格改定の仕組みについては本事業のコールセンターに、導入予定製品の価格等詳細については販売事業者にお問合せください。

申請の際には、本事業のホームページに掲載中の「公募要領」をご確認ください。